

国空事第 730 号  
平成 25 年 5 月 16 日

観光庁観光産業課長 殿

航空局航空ネットワーク部航空事業課長

「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」の改正について

標記について、平成 25 年 5 月 16 日付国空事第 726 号において、航空局長通達の改正を行い、包括旅行チャーターについて、用機者に加え、用機者と直接契約した第一種旅行業者（以下「卸先旅行業者」という。）においても包括旅行の販売を可能としたところであるが、関係する第一種旅行業者において、下記の事項について十分留意するよう、周知・徹底されたい。

#### 記

1. 用機者又は卸先旅行業者が、包括旅行用として仕入れた座席について、個札販売（地上施設の手配のない旅客運送の販売）を行うことは認められないこと。また、卸先旅行業者が、他の旅行業者に対し、包括旅行又は包括旅行用として仕入れた座席を販売することは認められないこと。
2. 用機者と卸先旅行業者との間及び卸先旅行業者と旅客との間の情報連絡体制を構築し、航空会社のサービス内容（ラウンジ、機内サービス等）や問題（イレギュラー運航等）発生時の情報連絡等について、旅客に混乱が生じないように、航空会社から用機者への情報提供等に基づき対応することとし、その旨を用機者と卸先旅行業者間の契約において記載すること。

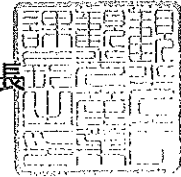
以上



観 産 第 82 号  
平成25年5月16日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」の改正について

標記に関し、国土交通省航空局より、別添のとおり、旅行者に対する周知・徹底方依頼がまいりました。

今般、「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」が改正され(平成 25 年 5 月 16 日付国空事第 726 号)、包括旅行チャーターについては、用機者に加え、用機者と直接契約した第一種旅行者(以下「卸先旅行者」という。)においても包括旅行商品等の販売が可能となったところです。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下会員が別紙の航空局通達を踏まえ対応をしていただくとともに、傘下会員が用機者又は卸先旅行者として、改正通達に基づく取扱いを行う場合には、特に下記の事項について遵守していただくよう周知・徹底方よろしく申し上げます。

#### 記

1. 用機者又は卸先旅行者が、包括旅行用として仕入れた座席について、個札販売(地上施設の手配のない旅客運送の販売)を行うことは認められないこと。また、卸先旅行者が、他の旅行者に対し、包括旅行又は包括旅行用として仕入れた座席を販売することは認められないこと。
2. 用機者と卸先旅行者との間及び卸先旅行者と旅客との間の情報連絡体制を構築し、航空会社のサービス内容(ラウンジ、機内サービス等)や問題(イレギュラー運航等)発生時の情報連絡等について旅客に混乱が生じないように、航空会社から用機者への情報提供等に基づき、対応することとし、その旨を用機者と卸先旅行者間での契約において記載すること。

平成 22 年 10 月 22 日国空国第 1769 号・国空事第 463 号（制定）  
平成 23 年 7 月 29 日国空事第 306 号（改正）  
平成 23 年 10 月 28 日国空事第 1728 号（改正）  
平成 25 年 5 月 16 日国空事第 726 号（改正）

国土交通省航空局長

## 本邦を発着する国際チャーター便の運航について

### 1. 適用関係

- (1) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 130 条の 2 の許可に基づく外国航空企業による国際チャーター便は、この通達に定めるところにより運航されるものとする。
- (2) 国際チャーター便を運航しようとする外国航空企業は、2. に定める国際チャーター便の形態ごとに、この通達に定める要件を満たす必要がある。
- (3) 5. (4) の規定は、日本始発の包括旅行チャーターについて適用する。外国始発の包括旅行チャーターについては、これに準じて取り扱うこととするが、相互主義の原則に照らして適切な場合には、ケース・バイ・ケースの判断によることとする。
- (4) 本邦航空企業による国際チャーター便の運航については、この通達の定めに準じて取り扱う。

### 2. 国際チャーター便の形態

#### (1) 国際旅客チャーター便の形態

本邦を発着する国際旅客チャーター便は、次の①、②又は③に掲げる形態のいずれかで運航されるものとする。

- ① オウンユースのためのチャーター
- ② アフィニティ・グループ（旅行以外に主たる目的を有する法人又は

団体であつて、チャーター便の運航に係る申請以前から法人又は団体としての実体を有しているものをいう。以下同じ。)が用機するチャーター

③ 包括旅行チャーター

(2) 国際貨物チャーター便の形態

本邦を発着する国際貨物チャーター便は、次の①から③までに掲げる形態のいずれかで運航されるものとする。

① オウンユースのためのチャーター

② フォワーダー（貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 7 条に定める第一種貨物利用運送事業者及び同法第 24 条に定める第二種貨物利用運送事業者航空貨物利用運送事業者をいう。以下同じ)が用機するチャーター（以下「フォワーダー・チャーター」という。）

③ 本邦航空企業又は外国航空企業（法第 126 条第 1 項に定める外国人国際航空運送事業者に限る。）が用機するチャーター（以下「エアライン・チャーター」という。）

3. 特定の空港における国際チャーター便の運航の制限

(1) 東京国際空港（羽田空港）

東京国際空港（羽田空港）の 7 時台から 21 時台までに発着する国際チャーター便については、当該時間帯に同空港との間に国際定期便の運航が認められている空港と同一の都市圏にある空港との間で運航される国際チャーター便（国際旅客チャーター便の場合にあつては、同空港との間に国際定期便の運航が認められている空港との間で運航されるものに限る。）であつて、発着地国の航空企業によって運航されるものに限り、運航を認める。ただし、商用目的で本邦に出入国する個人又は法人の役員（これらの者に随行する者を含む。）のみの運送をする場合は、この限りでない。

(2) 大阪国際空港（伊丹空港）及び神戸空港

大阪国際空港（伊丹空港）及び神戸空港を発着する国際チャーター便については、オウンユースのための国際旅客チャーター便及びオウンユースのための国際貨物チャーター便に限り、運航を認める。

#### 4. 国際旅客チャーター便及び国際貨物チャーター便の運航に係る共通の要件

- ① 国際チャーター便が運航される区間に係る相手国（発着地国以外の航空企業（以下「第三国の航空企業という」。）による運航又は用機が行われる場合にあっては、相手国及び当該第三国）との関係で問題がないこと（特に、我が国と申請者の属する国等において政府間、航空当局間等で合意したチャーター便に関する取決め等がある場合にあっては、これに照らして妥当なものであること）。
- ② 第三国の航空企業が運航し、又は用機する国際チャーター便は、相互主義の観点から、当該第三国において本邦航空企業による同様のチャーター便の運航が認められない等の問題がある場合は、認められない。
- ③ ②に定める相互主義の観点から許可を行うことに問題がないかを確認するため、第三国の航空企業が運航し、又は用機する国際チャーター便について、法第 130 条の 2 の規定に基づく有償運送の許可の申請があったときは、次のイからハまでに掲げる事項について事実関係の確認を行う。
  - イ 過去に、本邦航空企業による同様のチャーター便の運航又は用機について、当該第三国の航空当局が申請を認めなかったため実施できなかった事案の有無
  - ロ 本邦航空企業による同様のチャーター便の運航又は用機について、当該第三国の航空当局に申請中で判断が留保されている事案の有無
  - ハ 上記イ及びロに掲げるもののほか、当該第三国において本邦航空企業による同様のチャーター便の運航又は用機が認められないことが明確であると判断するに足る根拠がある場合には、その内容
- ④ ③イからハまでに掲げる事項について確認した結果、相互主義の観点から、本邦航空企業による同様のチャーター便の運航又は用機を確保するため必要があると認められるときは、申請者に対して個別に、当該第三国の航空当局が発出する相互主義を保証する旨の証明書類の提出を求める。
- ⑤ 空港の運用に大きな影響を与えないこと。
- ⑥ 国際チャーター便の発着につき、事前に C I Q 官署との間で調整を了していること。
- ⑦ 用機者がチャーターした部分の全部又は一部を、直接的又は間接的に転売しないこと。ただし、包括旅行チャーターの用機者が直接契約を行った旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく第一種旅行者としての登録を受けた者（以下「第一種旅行者」という。）に対してチャーターした部分の一部を卸売することを妨げない。

## 5. 国際旅客チャーター便の運航に係る要件

(1) オウンユースのためのチャーター及びアフィニティ・グループが用機するチャーターに共通の要件

何人も新聞、テレビ等の公共通信手段、配布文書等により一般公衆に対し、当該チャーターによる旅行の募集又は宣伝を行わないこと。

(2) オウンユースのためのチャーターの要件

- ① 用機者が自己使用のために借りること。
- ② 用機者が料金の全部を負担すること。すなわち、当該チャーターの運送に利害関係を有する用機者以外の者が、料金の全部又は一部を直接的又は間接的に負担しないこと。ただし、料金が用機者に対する任意の寄付金によって賄われる場合（当該寄付金が当該チャーターにより運送される旅客のみによってなされる場合その他の実質的に旅客が料金を負担しているとみなされる場合を除く。）にあつてはこの限りでない。

(3) アフィニティ・グループが用機するチャーターの要件

- ① アフィニティ・グループである用機者が、当該アフィニティ・グループの構成員（当該アフィニティ・グループの被雇用者及び職員並びに当該アフィニティ・グループの構成員が法人又は団体である場合において当該法人又は団体によりその代表者として選定された者を含む。以下同じ。）及び同構成員の同伴者（アフィニティ・グループの構成員の親族、及び旅客であつて料金を直接的又は間接的に負担しない者をいう。以下同じ。）の使用のみのために借りること。
- ② チャーターによって運送される個々の旅客が、チャーターの実施に係る申請がなされた日において当該アフィニティ・グループの構成員であり、かつ、チャーター便の運航開始日の前後において継続的に、構成員として当該アフィニティ・グループの活動に従事していることが証明できること。なお、構成員の当該アフィニティ・グループでの活動状況を確認することがあり得る。ただし、①括弧書の規定によりアフィニティ・グループの構成員に含まれる者及び①に規定されるアフィニティ・グループの構成員の同伴者についてはこの限りでない。

(4) 包括旅行チャーターの要件

- ① 航空機のチャーターをした用機者又は用機者と直接契約を行った第一種

旅行業者（以下「用機者等」という。）が、地上施設（宿泊施設、運輸機関等をいう。以下同じ。）の手配を行って、本邦を出発し、本邦へ戻る包括旅行として販売すること。宿泊施設については全日程の半分以上の日程の手配を含んでいること。

（注1）本邦から本邦外への運航と本邦外から本邦への運航とをそれぞれ異なる運航者が行うこと又はいずれか一方のみチャーターを利用することを妨げない。

（注2）旅客が宿泊する国は、チャーター便の着地国に制限されるものではない。

- ② 用機者等が自己の名において包括旅行を販売するとともに、包括旅行に係る地上手配のない旅客運送の販売（以下「個札販売」という。）を行わないことを貸切契約に明記すること。
- ③ 包括旅行チャーターの運賃が別に定める運賃基準に適合していること。
- ④ 本邦内の地点を包括旅行の出発地とするチャーター便の用機者が、第一種旅行業者であること。
- ⑤ 貸切契約及び運送約款の内容が公衆の正当な利益を害するおそれがある等不適切なものでないこと。
- ⑥ 包括旅行の催行に伴う用機者等の旅行者に対する債務に関し十分な保証措置がとられていること。
- ⑦ 用機者が募集に用いる書面においては用機者名、運航者名及び販売価格並びに当該包括旅行が包括旅行チャーターによるものであることが明記されていること。また、用機者と直接契約を行った第一種旅行業者が募集に用いる書面においては運航者名及び販売価格並びに当該包括旅行が包括旅行チャーターによるものであることが明記されていること。
- ⑧ 用機者との間で、空港使用の許可手続きの状況等につき、十分に情報の共有を図ること。
- ⑨ 当該チャーターに係る航空企業が、個札販売を行うときは、次のイからトまでに定めるところによること。
  - イ 航空自由化が実現している国・地域との間の運航（特定の区間が航空自由化の対象から除外されている場合にあつては、当該区間における運航を除く。）については、個札販売を行う座席数の割合に制限を設けない。ただし、相互主義の観点から、相手国において本邦航空企業による個札販売が認められない等の問題がある場合は、この限りでない。
  - ロ イただし書に定める相互主義の観点から許可を行うことに問題がないことを確認するための手続については、4. ③及び④の規定を

準用する。

ハ 航空自由化が実現していない国・地域との間の運航、航空自由化が実現している国・地域との間の運航のうち航空自由化の対象から除外されている区間における運航及びイただし書の規定に該当する場合の運航については、各チャーター便の座席の半数未満の範囲内で、個札販売を認める。

ニ イ及びハの規定にかかわらず、第三国の航空企業が運航する包括旅行チャーターについては、次の（a）から（c）までに掲げる要件を満たしている場合に限り、各チャーター便の座席数の半数未満の範囲内において、個札販売を認める。

（a）航空自由化に合意した国・地域の航空会社が運航するものであること。

（b）当該航空企業が定期便を運航することができる中間地点又は以遠地点と日本国内地点との間を結ぶ区間で運航されるものであること。

（c）当該第三国の航空会社が当該区間で運航することができる定期便の便数から、既に運航している定期便の便数を除いた便数の範囲内で運航されるものであること。

ホ 個札販売を行おうとする航空企業は、その場合の一座席当たりの運賃の額について、法第 130 条の 2 の規定に基づく有償運送の許可を受ける際に併せて審査を受けるものとする。なお、本邦航空企業が同様の個札販売を行おうとするときは、法第 105 条第 3 項に基づく運賃の認可を受けるものとする。

ヘ 旅行業者は、航空企業が行う個札販売を、その旅行業務において取り扱うことができる。この場合において、当該旅行業者を通じた旅客に対する航空券の販売は、ホにより許可又は認可を受けた額の運賃により行われるものとする。

ト 上記イからへまでの規定に基づき個札販売が行われるチャーター便については、制度の適正な運用を確保する観点から、随時、航空企業に対して事後的に販売実績の報告を求めること等により、個札販売を行う座席数の割合の上限が遵守されるよう徹底するものとする。

#### （5）国際旅客チャーター便の貨物室の取扱い

① 国際旅客チャーター便の貨物室部分のチャーターについては、次のイ及びロに掲げる要件を満たす場合に、これを認める。



- イ 当該チャーター便を運航する主たる目的が旅客の輸送であること。
  - ロ 貨物室部分のチャーターが行われることについて、旅客に係る用機者全員の合意が事前に得られていること。
- ② フォワーダーは、6. (2)の規定にかかわらず、国際旅客チャーター便の貨物室部分の用機者となることができる。

(6) 国際旅客チャーター便のスプリット・チャーターの取扱い

国際旅客チャーター便においては、オウンユースのためのチャーター、アフィニティ・グループが用機するチャーター又は包括旅行チャーターの形態ごとに、同一の機材スペースに対する複数の用機者によるチャーター（以下「スプリット・チャーター」という。）を行うこと、又は各形態を組み合わせたスプリット・チャーターを行うことができる。ただし、スプリット・チャーターを構成するチャーター契約のそれぞれについて、当該チャーター契約に関してこの通達に定める要件を満たすものでなければならない。

(7) 書面の提出

包括旅行チャーターの申請にあたっては、所定の申請書のほか、別に定める必要書面を提出するものとする。

6. 国際貨物チャーター便の運航に係る要件

(1) オウンユースのためのチャーターの要件

- ① 用機者が自己使用のために借りること。
- ② 用機者が料金の全部を負担すること。
- ③ 用機者が輸送サービスの販売、取りつぎ又は勧誘に従事する者でないこと。ただし、これらに従事する者が自己の財物の輸送を行う場合にあっては、この限りでない。

(2) フォワーダー・チャーターの要件

- ① 航空自由化が実現している国・地域との間で運航される場合にあっては、相互主義の観点から、相手国において本邦航空企業による同様のチャーター便の運航が認められない等の問題がないこと。
- ② ①に定める相互主義の観点から許可を行うことに問題がないかを確認するための手続については、4. ③及び④の規定を準用する。

- ③ 航空自由化が実現していない国・地域との間で運航される場合及び航空自由化が実現している国・地域との間で運航される場合であって、相互主義の観点から問題がある場合にあつては、次のイ及びロに掲げる要件を満たしていること。
- イ 外国港湾のストライキによる貨物の滞留など大規模な緊急事態に対応すること又は航空貨物の臨時的集中的増大等荷主の突発的な輸送需要に対応することを目的とするものであること。
  - ロ 運航しようとする都市間で運航されている定期便（貨物室を有する旅客定期便を含む。）では、実質的に対応できないと確認されるものであること。
- ④ 第三国の航空会社が運航するフォワーダー・チャーターについては、③イ及びロに掲げる要件を満たしていない場合は、運航を認めない。
- ⑤ 用機者たるフォワーダーが自己使用を行う単一の荷主との間で輸送契約を締結する場合にあつては、①から④までの規定にかかわらず、次のイ及びロに掲げる要件を満たしていること。
- イ 用機者たるフォワーダーとの関係において、当該荷主が料金の全部を負担すること。
  - ロ 当該荷主が輸送サービスの販売、取りつぎ又は勧誘に従事する者でないこと。ただし、これらに従事する者が自己の財物の輸送を委託する場合にあつては、この限りでない。

### (3) エアライン・チャーターの要件

- ① 航空自由化が実現している国・地域との間で運航される場合にあつては、相互主義の観点から、相手国において本邦航空企業による同様のチャーター便の運航又は用機が認められない等の問題がないこと。
- ② ①に定める相互主義の観点から許可を行うことに問題がないかを確認するための手続については、4. ③及び④の規定を準用する。
- ③ 航空自由化が実現していない国・地域との間で運航される場合及び航空自由化が実現している国・地域との間で運航される場合であつて、相互主義の観点から問題がある場合にあつては、次のイ及びロに掲げる要件を満たしていること。
- イ 外国港湾のストライキによる貨物の滞留など大規模な緊急事態に対応すること又は航空貨物の臨時的集中的増大等荷主の突発的な輸送需要に対応することを目的とするものであること。
  - ロ 運航しようとする都市間で運航されている定期便（貨物室を有する旅客定期便を含む。）では、実質的に対応できないと確認されるものであ

ること。

- ④ 第三国の航空企業が運航し、又は用機者となるエアライン・チャーターについては、③イ及びロに掲げる要件を満たしていない場合は、運航を認めない。
- ⑤ 用機者たる航空企業が自己使用を行う単一の荷主との間で輸送契約を締結する場合にあっては、①から④までの規定にかかわらず、次のイ及びロに掲げる要件を満たしていること。
  - イ 用機者たる航空企業との関係において、当該荷主が料金の全部を負担すること。
  - ロ 当該荷主が輸送サービスの販売、取りつぎ又は勧誘に従事する者でないこと。ただし、これらに従事する者が自己の財物の輸送を委託する場合にあっては、この限りでない。
- ⑥ 運航者たる航空企業と並んで、用機者たる航空企業も、自社でチャーター便を運航する場合と同様に、本邦航空企業の場合にあっては運航計画書の提出を、外国航空企業の場合にあっては法第 130 条の 2 に定める有償運送の許可に係る申請を、それぞれ行うこと。
- ⑦ 用機者たる航空企業は、輸送契約の締結に際し、自社の運航便による運送でない旨を輸送契約の相手方に通知するとともに、自己の名において、当該相手方に航空運送状を発給すること。これらは、法第 131 条の 2 の規定に基づき、法第 130 条の 2 の許可に付される条件とする。

#### (4) 国際貨物チャーター便のスプリット・チャーターの取扱い

国際貨物チャーター便においては、オウンユースのためのチャーター又はフォワーダー・チャーターの形態ごとにスプリット・チャーターを行うこと、又は各形態を組み合わせたスプリット・チャーターを行うことができる。ただし、スプリット・チャーターを構成するチャーター契約のそれぞれについて、当該チャーター契約に関してこの通達に定める要件を満たすものでなければならない。

#### (5) 書面の提出

フォワーダー・チャーター及びエアライン・チャーターの申請にあたっては、所定の申請書のほか、別に定める必要書面を提出するものとする。

#### (附則)

- (1) 本通達は、平成 22 年 10 月 31 日以降に申請があった国際チャーター便について適用する。

(2) 「国際線チャーターの要件について」(昭和 57 年 9 月 28 日付け空国 544 号)、「包括旅行チャーターの取扱いについて」(平成 11 年 4 月 2 日付け空国 55 号・空事 159 号)、「東京国際空港(羽田空港)における 6 時台から 22 時台までの国際旅客チャーター便の運航について」(平成 15 年 10 月 28 日付け国空国第 2488 号・国空事第 390 号)、「国際旅客チャーター便の貨物室の取扱いについて」(平成 17 年 2 月 1 日付け国空国 1573 号)、「国際線チャーターにおけるフォワーダー・チャーターの取扱いについて」(平成 17 年 10 月 1 日付け国空国 2985 号)、「東京国際空港における深夜早朝時間帯の有効活用方策について」(平成 19 年 5 月 31 日付け国空国第 1209 号・国空事第 282 号)は、廃止する。

(3) 「平成 19 年 9 月 1 日より増加する東京国際空港の発着枠の使用について」(平成 19 年 7 月 11 日付け国空事第 200 号)中、2. の規定は、平成 22 年 10 月 31 日以降は適用しない。

(附則) (平成 23 年 7 月 29 日国空事第 306 号)

本通達は、平成 23 年 7 月 29 日以降に申請があった国際チャーター便について適用する。

(附則) (平成 23 年 10 月 28 日国空事第 1728 号)

本通達は、平成 23 年 10 月 30 日以降に申請があった国際チャーター便について適用する。

(附則) (平成 25 年 5 月 16 日国空事第 726 号)

本通達は、平成 25 年 5 月 16 日以降に申請があった国際チャーター便について適用する。

「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」（平成 22 年 10 月 22 日付け国空国第 1769 号・国空事第 463 号）新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="315 336 1016 368">本邦を発着する国際チャーター便の運航について</p> <p data-bbox="230 432 1104 512">4. 国際旅客チャーター便及び国際貨物チャーター便の運航に係る共通の要件</p> <p data-bbox="255 528 461 560">①～⑥ （略）</p> <p data-bbox="255 576 1104 895">⑦ 用機者がチャーターした部分の全部又は一部を、直接的又は間接的に転売しないこと。<u>ただし、包括旅行チャーターの用機者が直接契約を行った旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく第一種旅行者としての登録を受けた者（以下「第一種旅行者」という。）に対してチャーターした部分の一部を卸売することを妨げない。</u></p> <p data-bbox="230 959 864 991">5. 国際旅客チャーター便の運航に係る要件</p> <p data-bbox="241 1007 557 1038">(1) ～ (3) （略）</p> <p data-bbox="241 1054 707 1086">(4) 包括旅行チャーターの要件</p> <p data-bbox="286 1102 1104 1326">① <u>航空機のチャーターをした用機者又は用機者と直接契約を行った第一種旅行者（以下「用機者等」という。）が、地上施設（宿泊施設、運輸機関等をいう。以下同じ。）の手配を行って、本邦を出発し、本邦へ戻る包括旅行として販売すること。宿泊施設については全日程の半分以</u></p>	<p data-bbox="1227 336 1928 368">本邦を発着する国際チャーター便の運航について</p> <p data-bbox="1137 432 2011 512">4. 国際旅客チャーター便及び国際貨物チャーター便の運航に係る共通の要件</p> <p data-bbox="1162 528 1368 560">①～⑥ （略）</p> <p data-bbox="1162 576 2011 655">⑦ 用機者がチャーターした部分の全部又は一部を、直接的又は間接的に転売しないこと。</p> <p data-bbox="1137 959 1771 991">5. 国際旅客チャーター便の運航に係る要件</p> <p data-bbox="1149 1007 1464 1038">(1) ～ (3) （略）</p> <p data-bbox="1149 1054 1615 1086">(4) 包括旅行チャーターの要件</p> <p data-bbox="1193 1102 2011 1326">① <u>用機者が、航空機のチャーターと地上施設（宿泊施設、運輸機関等をいう。以下同じ。）の手配を行って、本邦を出発し、本邦へ戻る包括旅行として販売すること。宿泊施設については全日程の半分以上の日程の手配を含んでいること。</u></p>

上の日程の手配を含んでいること。

(注1) 本邦から本邦外への運航と本邦外から本邦への運航とをそれぞれ異なる運航者が行うこと又はいずれか一方のみチャーターを利用することを妨げない。

(注2) 旅客が宿泊する国は、チャーター便の着地国に制限されるものではない。

② 用機者等が自己の名において包括旅行を販売するとともに、包括旅行に係る地上手配のない旅客運送の販売（以下「個札販売」という。）を行わないことを貸切契約に明記すること。

③ (略)

④ 本邦内の地点を包括旅行の出発地とするチャーター便の用機者が、第一種旅行業者であること。

⑤ (略)

⑥ 包括旅行の催行に伴う用機者等の旅行者に対する債務に関し十分な保証措置がとられていること。

⑦ 用機者が募集に用いる書面においては用機者名、運航者名及び販売価格並びに当該包括旅行が包括旅行チャーターによるものであることが明記されていること。また、用機者と直接契約を行った第一種旅行業者が募集に

(注1) 本邦から本邦外への運航と本邦外から本邦への運航とをそれぞれ異なる運航者が行うこと又はいずれか一方のみチャーターを利用することを妨げない。

(注2) 旅客が宿泊する国は、チャーター便の着地国に制限されるものではない。

② 用機者が自己の名において包括旅行を販売すること。

③ (略)

④ 本邦内の地点を包括旅行の出発地とするチャーター便の用機者が、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく第一種旅行業者としての登録を受けた者であること。

⑤ (略)

⑥ 包括旅行の催行に伴う用機者の旅行者に対する債務に関し十分な保証措置がとられていること。

⑦ 用機者が募集に用いる書面に用機者名、運航者名及び販売価格並びに当該包括旅行が包括旅行チャーターによるものであることが明記されていること。

用いる書面においては運航者名及び販売価格並びに当該包括旅行が包括旅行チャーターによるものであることが明記されていること。

- ⑧ (略)
- ⑨ 当該チャーターに係る航空企業が、個札販売を行うときは、次のイからトまでに定めるところによること。

イ～ト (略)

(5)～(7) (略)

#### 6. 国際貨物チャーター便の運航に係る要件

- (1)、(2) (略)
- (3) エアライン・チャーターの要件  
(削除)

- ① 航空自由化が実現している国・地域との間で運航される場合にあつては、相互主義の観点から、相手国において本邦航空企業による同様のチャーター便の運航又は用機が認められない等の問題がないこと。
- ② ①に定める相互主義の観点から許可を行うことに問題がないかを確認するための手続については、4. ③及

- ⑧ (略)
- ⑨ 当該チャーターに係る航空企業が、包括旅行に係る地上手配のない旅客運送の販売(以下「個札販売」という。)を行うときは、次のイからトまでに定めるところによること。

イ～ト (略)

(5)～(7) (略)

#### 6. 国際貨物チャーター便の運航に係る要件

- (1)、(2) (略)
- (3) エアライン・チャーターの要件

- ① 大規模な緊急事態に対応すること又は航空貨物の臨時的・集中的増大等荷主の突発的な輸送需要に対応することを目的とするものであること。
- ② 航空自由化が実現している国・地域との間で運航される場合にあつては、相互主義の観点から、相手国において本邦航空企業による同様のチャーター便の運航又は用機が認められない等の問題がないこと。
- ③ ②に定める相互主義の観点から許可を行うことに問題がないかを確認するための手続については、4. ③及

び④の規定を準用する。

③ 航空自由化が実現していない国・地域との間で運航される場合及び航空自由化が実現している国・地域との間で運航される場合であって、相互主義の観点から問題がある場合にあっては、次のイ及びロに掲げる要件を満たしていること。

イ 外国港湾のストライキによる貨物の滞留など大規模な緊急事態に対応すること又は航空貨物の臨時的集中的増大等荷主の突発的な輸送需要に対応することを目的とするものであること。

ロ 運航しようとする都市間で運航されている定期便（貨物室を有する旅客定期便を含む。）では、実質的に対応できないと確認されるものであること。

④ 第三国の航空企業が運航し、又は用機者となるエアライン・チャーターについては、③イ及びロに掲げる要件を満たしていない場合は、運航を認めない。

⑤ 用機者たる航空企業が自己使用を行う単一の荷主との間で輸送契約を締結する場合にあっては、①から④までの規定にかかわらず、次のイ及びロに掲げる要件を満たしていること。

イ 用機者たる航空企業との関係において、当該荷主が料金の全部を負担すること。

ロ 当該荷主が輸送サービスの販売、取りつぎ又は勧

び④の規定を準用する。

④ 航空自由化が実現していない国・地域との間で運航される場合及び航空自由化が実現している国・地域との間で運航される場合であって、相互主義の観点から問題がある場合にあっては、運航しようとする都市間で運航されている定期便（貨物室を有する旅客定期便を含む。）では、実質的に対応できないと確認されるものであること。

⑤ 第三国の航空企業が運航し、又は用機者となるエアライン・チャーターについては、④に掲げる要件を満たしていない場合は、運航を認めない。

⑥ 用機者たる航空企業が自己使用を行う単一の荷主との間で輸送契約を締結する場合にあっては、②から⑤までの規定にかかわらず、次のイ及びロに掲げる要件を満たしていること。

イ 用機者たる航空企業との関係において、当該荷主が料金の全部を負担すること。

ロ 当該荷主が輸送サービスの販売、取りつぎ又は勧



誘に従事する者でないこと。ただし、これらに従事する者が自己の財物の輸送を委託する場合にあっては、この限りでない。

⑥ 運航者たる航空企業と並んで、用機者たる航空企業も、自社でチャーター便を運航する場合と同様に、本邦航空企業の場合にあっては運航計画書の提出を、外国航空企業の場合にあっては法第130条の2に定める有償運送の許可に係る申請を、それぞれ行うこと。

⑦ 用機者たる航空企業は、輸送契約の締結に際し、自社の運航便による運送でない旨を輸送契約の相手方に通知するとともに、自己の名において、当該相手方に航空運送状を発給すること。これらは、法第131条の2の規定に基づき、法第130条の2の許可に付される条件とする。

(4)、(5) (略)

(附則)

本通達は、平成25年 月 日以降に申請があった国際チャーター便について適用する。

誘に従事する者でないこと。ただし、これらに従事する者が自己の財物の輸送を委託する場合にあっては、この限りでない。

⑦ 運航者たる航空企業と並んで、用機者たる航空企業も、自社でチャーター便を運航する場合と同様に、本邦航空企業の場合にあっては運航計画書の提出を、外国航空企業の場合にあっては法第130条の2に定める有償運送の許可に係る申請を、それぞれ行うこと。

⑧ 用機者たる航空企業は、輸送契約の締結に際し、自社の運航便による運送でない旨を輸送契約の相手方に通知するとともに、自己の名において、当該相手方に航空運送状を発給すること。これらは、法第131条の2の規定に基づき、法第130条の2の許可に付される条件とする。

(4)、(5) (略)

(附則)

本通達は、平成23年10月30日以降に申請があった国際チャーター便について適用する。